

第5回熊本市防災基本条例（仮称）検討委員会 議事概要

- 開催日時 令和4年5月31日（火） 10時00分～11時45分
- 開催場所 城彩苑多目的交流施設
- 出席委員 10名（澤田会長、竹内副会長、植田委員、勝谷委員、小山委員、菅野委員、田上委員、久間委員、吉住委員、米満委員）
- 主な発言要旨 以下のとおり

議題1 条例素案について

◆全体について

（久間委員）

- ・この条例の熊本市らしい特徴や市として肝と捉えている部分はどこか。
⇒ 熊本地震の日の設定、各主体の役割の明確化と連携、避難行動要支援者への支援を規定したところである。

（菅野委員）

- ・この条例案の特徴として、第13条の復旧・復興の中で第3項に熊本地震の経験から支援を具体的にイメージした条文が入っているところや、第7条第7項の市の役割で、市の施策に防災の視点を入れていくところが挙げられる。

（竹内副会長）

- ・条文全体の中に「学校」という言葉が全く出てこない。市の役割、避難所運営、防災教育等のどこにも掛かってくる部分ではあるが、学校や先生が果たす役割は大きい。どこかに入れるべき。
⇒ 学校という文言を入れることができないか検討する。

（田上委員）

- ・平成28年の熊本地震時には学校の先生方が避難所で果たされた役割や負担はとても大きかった。入れるなら学校だけに負担がかからないように、慎重に扱っていただきたい。市と地域と学校とで連携していくことが大切ということ、熊本地震で学んだと思う。

（吉住委員）

- ・条例の考え方の市民への浸透が重要である。

◆前文・第1条（目的）について

（吉住委員・小山委員・菅野委員）

- ・「暮らし」や「個人の尊厳を最大限尊重し」という表現は、基礎自治体として市民に寄り添う表現で良い。

◆第2条（定義）について

（澤田会長・勝谷委員ほか）

- ・避難所の定義について、外国人に避難所を理解してもらうのは難しい。市には指定避難所だけでなく駐車場など指定されていない場所まで含め様々な避難先があるため、定義については表現や

市民等への浸透も含め工夫をお願いしたい。

(竹内副会長)

- ・防災の定義について、被害を軽減するなど減災の考え方についても含めていくほうが良いのでは。
(澤田会長)
- ・避難所運営委員会という言葉が全体に出てこないため、地域の防災組織の中で入れてはどうか。

◆第4条（市民の役割について）

(菅野委員)

- ・災害ボランティアの受け入れについて、ボランティアを利用するかどうかも含め市民に選択肢があるため、受入が必須となるのはどうか。大事なのは選択肢があり、それを市民が理解しているということ。
(竹内副会長)
- ・避難所に行くだけでなく、分散避難など多様な避難行動のあり方があるので、市民がハザードマップ等で危険性を理解しつつ多様な避難を事前に検討しておくことが重要。

◆第6条（地域の防災組織の役割）について

(菅野委員)

- ・第1項の中に、他の校区の優良事例を学び取り入れるようなことがあっても良いと思う。
(竹内副会長)
- ・地域の防災訓練の中でPDCAサイクルを回して改善につなげていくような視点も必要。

◆第8条（避難所の運営等）について

(久間委員)

- ・4項に車中泊避難や在宅避難者の把握が入った点は、熊本地震時の特徴や教訓でもあったため大変重要。

(菅野委員)

- ・避難所は滞在することを前提に書かれているが、車中泊や在宅の避難者は物資の受取やトイレだけなど避難拠点として利用する。車中泊や在宅避難者への支援については検討が必要。

(小山委員)

- ・熊本地震時に避難所の状況を毎日把握していた立場として、3項にある「それぞれの避難者の状況に応じた必要な支援に取り組む」としか条例上は書きようがないと考える。

(竹内副会長)

- ・校区防災連絡会や避難所運営委員会などの具体的な名称を記載することで、積極的な訓練などの活動につながるのではないか。

◆第12条（多様性の尊重）について

(菅野委員)

- ・「障害等における多様性」のところの表現について、障がい者団体に意見を聴いてみてはどうか。

(吉住委員)

・ニーズが多様化する中で、新しいニーズに対する情報を市から早めに提供してほしい。

◆第13条（復旧及び復興）について

(竹内副会長)

・ビルド・バック・ベターの考え方や理念を採り入れたらどうか。

※次回は、8月3日（水）午後開催予定。パブリックコメントの結果報告及び意見を反映した条例素案全体の審議を行う。